

議案第13号

令和2年4月から5月までに支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例の制定について

令和2年4月から5月までに支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

職員の不祥事に伴い、市長の給料月額を令和2年4月1日から同年5月31日までの間減額するため、この案を提出するものである。

令和2年4月から5月までに支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例

市長の令和2年4月1日から同年5月31日までの間における給料月額は、米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第37号）第2条第2項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同号に規定する額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（平成30年10月から12月までに支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例の廃止）
- 2 平成30年10月から12月までに支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例（平成30年米原市条例第45号）は、廃止する。